

# 審 査 基 準

令和2年3月23日作成

法 令 名	質屋営業法
根 拠 条 項	第8条第2項（第4条第2項の規定による届出の場合に限る。）
処 分 の 概 要	許可証の書換え
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 質屋営業法第4条第2項（営業内容の変更の届出）</li><li>・ 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続）、第12条（許可証の書換えの申請）</li></ul>
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	5日
申 請 先	申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の担当窓口 に提出してください。
問 い 合 わ せ 先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）
備 考	